さいたま市体育賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市の体育・スポーツやレクリエーションの振興に貢献し、その功績 顕著なもの及び運動選手として優秀な成績をおさめ、他の模範となるものに対する表彰に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰の種類は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 体育功労賞
 - (2) 優秀選手賞
 - (3) 特別賞

(表彰の基準)

- 第3条 体育功労賞は、次の各号のいずれかに該当するものに対して授与する。
 - (1) 体育スポーツ・レクリエーションの振興に功績のあったもの
 - (2) 永年にわたり体育スポーツ・レクリエーションの指導に精励し、他の模範であるもの
 - (3) 永年にわたり地域における体育スポーツ・レクリエーションの育成発展に寄与しているもの
 - (4) 体育スポーツ・レクリエーション団体の発展に寄与したもの
- 2 優秀選手賞は、特に優秀な技量を発揮し他の模範と認められるもので、予選会若しくはこれに 準ずる競技会(以下「予選会等」という。)を経て、又は各競技団体の推薦等を受け、次の各 号の成績を収めたものに対して授与する。ただし、小学生において、予選会等がない大会の場 合は、個別に審査する。
 - (1) 国際大会又はこれに準ずる大会で入賞したもの
 - (2) 全国大会又はこれに準ずる大会で3位以上の成績をおさめたもの
 - (3) 関東大会又はこれに準ずる大会で優勝したもの
 - (4) 埼玉県大会又はこれに準ずる大会において優勝したもの(小学生及び中学生に限る。)
- 3 特別賞は、次の各号のいずれかに該当するものに対して授与する。
 - (1) 優秀選手賞受賞対象者のうちユニバーシアード競技大会、アジア競技大会又はこれらに準ずる大会で3位以上の成績をおさめたもの
 - (2) 特に著しく功績があり、選考委員会において必要と認められたもの

(表彰の制限)

- 第4条 体育功労賞は、この要綱による体育功労賞、合併前の浦和市体育賞功労賞、大宮市体育賞 体育功労賞、与野市体育賞功労賞又は岩槻市スポーツ賞功労賞のいずれかを受賞したものは重ね て受賞することができない。
- 2 優秀選手賞及び特別賞は、同一年度内にさいたま市民栄誉賞表彰規則(平成15年さいたま市 規則第33号)、さいたま市文化賞表彰規則(平成15年さいたま市規則第32号)及びさいたま 市スポーツ表彰要綱の規定により表彰されるものは重ねて受賞することができない。

- 3 優秀選手賞及び特別賞の表彰対象となる場合は、特別賞を授与する。 (表彰の対象)
- 第5条 表彰の対象は、市内に在住、在勤、在学又は主たる活動拠点を有する団体に在籍するものとする。

(候補の推薦)

- 第6条 市長又は市内スポーツ・レクリエーション団体の長が次に定める推薦書等に必要な書類を 添付し推薦するものとする。
 - (1) 体育功労賞を推薦する場合 さいたま市体育賞体育功労賞候補者推薦書(様式第1号)
 - (2) 優秀選手賞を推薦する場合
 - ア 個人の推薦 さいたま市体育賞優秀選手賞(個人)候補者推薦書(様式第2号)
 - イ 団体の推薦 さいたま市体育賞優秀選手賞(団体)候補者推薦書(様式第3号)及びさいたま市体育賞優秀選手賞(団体)候補者名簿(様式第4号※学校推薦を除く)及びさいたま市体育賞優秀選手賞(団体)候補者名簿(様式第5号※学校推薦)

(選考)

- 第7条 受賞者の選考を行うため、さいたま市体育賞選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の組織及び運営は、市長が別に定める。

(表彰の方法)

- 第8条 表彰は、受賞者に表彰状を授与して行う。
- 2 前項に定めるもののほか、受賞者には、記念品を授与することができる。 (表彰の時期)
- 第9条 表彰は、毎年1回、期日を定めて行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。